

# 発行登録追補目論見書

平成30年6月

東日本高速道路株式会社

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】 30-関東1-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月13日

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣瀬 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 啓之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 啓之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第51回社債（1年債）	65,000,650,000円
第52回社債（5年債）	25,000,000,000円
計	90,000,650,000円

**【発行登録書の内容】**

提出日	平成30年3月23日
効力発生日	平成30年4月1日
有効期限	平成32年3月31日
発行登録番号	30-関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 960,000百万円

**【これまでの募集実績】**

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
30-関東1-1	平成30年4月20日	100,000百万円	-	-
実績合計額(円)		100,000百万円 (100,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

**【残額】** (発行予定額-実績合計額-減額総額)860,000百万円  
(860,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

**【残高】** (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額)

-円

**【安定操作に関する事項】**

該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】**

該当事項はありません。

# 目 次

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
第1 【募集要項】 .....	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（1年債）】 .....	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（1年債）】 .....	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】 .....	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】 .....	10
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	11
第2 【売出要項】 .....	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	11
第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....	12
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	13
第1 【公開買付けの概要】 .....	13
第2 【統合財務情報】 .....	13
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 .....	13
第三部 【参照情報】 .....	14
第1 【参照書類】 .....	14
第2 【参照書類の補完情報】 .....	14
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	14
第四部 【保証会社等の情報】 .....	15
第1 【保証会社情報】 .....	15
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	15
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	15
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	15
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	15
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	18
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	19
第13期連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業績の概要 .....	21
第13期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業績の概要 .....	34

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（1年債）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第51回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金65,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金65,000,650,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円00銭1厘
利率（%）	年0.001%
利払日	5月30日及び11月30日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後5月及び11月の各30日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	平成31年6月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成31年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円00銭1厘とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年6月13日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年6月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

(注)

## 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

### (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからAA+(ダブルAプラス)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

### (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当社はムーディーズからA1(シングルAワン)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAAA(トリプルA)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱は機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)7に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)5本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)7において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生

じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)6並びに本(注)11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

#### 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなきとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

#### 6. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

#### 7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 8. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当

該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)7に定める方法による。

#### 9. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

#### 10. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

#### 11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

#### 12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。

#### 13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

#### 15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託（1年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	18,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額4,575万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	17,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	16,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	14,000	
計	—	65,000	—



## (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に130万円を支払うこととしている。

## 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第52回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金25,000,000,000円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金25,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.070%
利払日	毎年5月30日及び11月30日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各30日にその日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年6月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年6月13日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年6月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」という。)第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付き

財務上の特約(担保提供制限)	れていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからAA+(ダブルAプラス)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当社はムーディーズからA1(シングルAワン)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コー

ナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAAA(トリプルA)の信用格付を平成30年6月13日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱は機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)7に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)5本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」

とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)7において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

- (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
- (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)6並びに本(注)11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

#### 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

#### 6. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

#### 7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 8. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、

ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。

- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)7に定める方法による。

#### 9. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

#### 10. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

#### 11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

#### 12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。

#### 13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

#### 15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	8,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額5,375万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,000	

計	—	25,000	—
---	---	--------	---

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に100万円を支払うこととしている。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
90,000,650,000	102,000,000	89,898,650,000

(注) 上記金額は、第51回社債及び第52回社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額89,898,650,000円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金として、当事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)中に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路(注1)の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産(注2)が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重疊的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重疊的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債に係る債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者(ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債に係る債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。

協定の詳細については、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

(注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。

3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## **第二部 【公開買付けに関する情報】**

### **第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

### **第2 【統合財務情報】**

該当事項はありません。

### **第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。



## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期中(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年12月26日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月13日)までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりです。なお、変更または追加となった箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月13日)現在においてもその判断に変更はなく、以下に記載された将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月13日)現在において判断したものです。

#### 15. 高速道路関係法令等の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令等の適用があります。

(中略)

#### (4)海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、高速道路会社等に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としております(第1条)。同法においては、高速道路会社は基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うこと(第10条)が規定されております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東日本高速道路株式会社本店

(東京都千代田区霞が関三丁目3番2号)

## 第四部 【保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

#### 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本発行登録追補書類により募集する東日本高速道路株式会社第51回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)及び東日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下「本社債」と総称します。)には保証は付されません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

債務引受けの詳細については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について (2) 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

(注)1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。

3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

#### 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

#### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本発行登録追補書類提出日(平成30年6月13日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。また、同条第2項の規定によ

り、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。

#### ⑤ 資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436 百万円
政府出資金	4,089,294 百万円
地方公共団体出資金	1,523,142 百万円
II 資本剰余金	842,131 百万円
資本剰余金	127 百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932 百万円
損益外除売却差額相当額	△49 百万円
損益外減価償却累計額	△6,817 百万円
損益外減損損失累計額	△2,061 百万円
III 利益剰余金	5,085,747 百万円
純資産合計	11,540,316 百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

#### ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成

- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 15. 高速道路関係法令の適用」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 東日本高速道路株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 廣瀬博

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成30年3月23日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成30年1月31日の募集)

東日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)

券面総額又は振替社債の総額 300億円

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

当社及び関係会社(子会社24社及び関連会社7社(平成30年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の4部門に関する事業を行っております。

### 2. 主要な経営指標等の推移

#### (1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益	(百万円)	840,461	859,053	1,088,710	1,077,149	1,034,522
経常利益	(百万円)	10,879	5,795	10,022	20,332	22,092
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	8,275	2,296	10,293	14,221	24,231
包括利益	(百万円)	8,274	2,323	26,222	△9,476	32,741
純資産額	(百万円)	172,248	156,094	178,268	168,792	201,533
総資産額	(百万円)	814,774	882,424	978,351	1,220,809	1,481,981
1株当たり純資産額	(円)	1,640.46	1,486.61	1,697.79	1,607.54	1,919.37
1株当たり当期純利益金額	(円)	78.81	21.87	98.03	135.44	230.77
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	21.1	17.6	18.2	13.8	13.5
自己資本利益率	(%)	4.8	1.4	6.1	8.1	13.0
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	38,390	△51,645	66,752	△109,142	△211,413
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△25,152	△29,670	△26,359	△29,915	△72,923
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,428	43,436	△8,395	219,750	266,480
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	70,226	32,345	64,342	145,034	127,178
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	13,446 〔2,367〕	13,736 〔2,549〕	13,940 〔2,629〕	14,176 〔2,656〕	14,388 〔2,644〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	803,236	821,457	1,052,896	1,041,729	1,001,139
経常利益 (百万円)	5,175	845	4,470	14,823	17,144
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	3,355	△125	2,458	11,219	20,587
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	143,200	143,075	141,840	153,025	173,618
総資産額 (百万円)	783,845	849,537	938,317	1,179,465	1,434,575
1株当たり純資産額 (円)	1,363.81	1,362.62	1,350.86	1,457.38	1,653.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失(△) (円)	31.95	△1.19	23.41	106.85	196.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.2	16.8	15.1	12.9	12.1
自己資本利益率 (%)	2.3	△0.0	1.7	7.6	12.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,189	2,189	2,196	2,216	2,229

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 第13期連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業績の概要

平成30年6月8日に公表した第13期連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	102,188	139,780
高速道路事業営業未収入金	104,737	116,665
未収入金	12,098	18,809
有価証券	72,278	103,997
仕掛道路資産	834,399	1,099,133
その他のたな卸資産	3,830	4,517
受託業務前払金	10,934	15,142
繰延税金資産	2,052	2,056
その他	42,171	57,177
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,184,679	1,557,268
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,516	65,098
減価償却累計額	△21,833	△24,335
建物(純額)	40,683	40,763
構築物	55,540	56,493
減価償却累計額	△15,516	△16,901
構築物(純額)	40,024	39,591
機械及び装置	125,328	129,367
減価償却累計額	△75,507	△81,300
機械及び装置(純額)	49,821	48,066
車両運搬具	38,960	45,247
減価償却累計額	△31,577	△34,756
車両運搬具(純額)	7,382	10,491
工具、器具及び備品	13,980	15,724
減価償却累計額	△9,147	△10,100
工具、器具及び備品(純額)	4,833	5,623
土地	87,126	87,120
リース資産	6,911	7,326
減価償却累計額	△3,241	△3,761
リース資産(純額)	3,669	3,564
建設仮勘定	2,698	5,638
有形固定資産合計	236,239	240,860
無形固定資産	11,610	12,252

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	26,871	28,629
長期前払費用	1,826	1,573
退職給付に係る資産	141	242
繰延税金資産	16,348	6,129
その他	3,349	3,130
貸倒引当金	△95	△104
投資その他の資産合計	48,441	39,601
固定資産合計	296,291	292,714
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,011	1,160
繰延資産合計	1,011	1,160
資産合計	1,481,981	1,851,142
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,191	201,610
1年内返済予定の長期借入金	0	784
リース債務	1,387	1,543
未払金	37,594	49,431
未払法人税等	7,009	3,071
預り金	2,347	2,488
受託業務前受金	12,674	17,144
前受金	408	365
賞与引当金	5,808	6,014
その他	6,098	6,943
流動負債合計	239,519	289,396
固定負債		
道路建設関係社債	643,185	939,871
道路建設関係長期借入金	266,818	296,420
長期借入金	4	—
リース債務	2,720	2,475
受入保証金	9,642	10,697
ETCマイレージサービス引当金	9,401	9,216
その他の引当金	662	687
退職給付に係る負債	104,745	75,634
負ののれん	3,388	3,070
その他	357	511
固定負債合計	1,040,927	1,338,585
負債合計	1,280,447	1,627,982

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	107,974	128,833
株主資本合計	219,267	240,126
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1	△31
繰延ヘッジ損益	—	△19
退職給付に係る調整累計額	△17,732	△16,915
その他の包括利益累計額合計	△17,733	△16,966
純資産合計	201,533	223,160
負債純資産合計	1,481,981	1,851,142

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益	1,034,522	1,056,448
営業費用		
道路資産賃借料	579,799	601,847
高速道路等事業管理費及び売上原価	344,581	363,733
販売費及び一般管理費	91,119	91,037
営業費用合計	1,015,500	1,056,618
営業利益又は営業損失(△)	19,021	△169
営業外収益		
受取利息	44	90
持分法による投資利益	1,492	1,296
土地物件貸付料	441	425
違約金収入	—	511
その他	1,229	1,281
営業外収益合計	3,207	3,605
営業外費用		
支払利息	8	10
損害賠償金	20	30
控除対象外消費税	69	57
その他	38	33
営業外費用合計	137	131
経常利益	22,092	3,304
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	—	28,129
その他	38	602
特別利益合計	38	28,732
特別損失		
固定資産除却損	273	156
減損損失	131	55
その他	9	16
特別損失合計	413	228
税金等調整前当期純利益	21,717	31,808
法人税、住民税及び事業税	8,135	2,839
法人税等調整額	△10,649	8,109
法人税等合計	△2,514	10,949
当期純利益	24,231	20,858
親会社株主に帰属する当期純利益	24,231	20,858

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	24,231	20,858
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	△20
繰延ヘッジ損益	—	△19
退職給付に係る調整額	8,486	764
持分法適用会社に対する持分相当額	24	43
その他の包括利益合計	8,510	767
包括利益	32,741	21,626
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	32,741	21,626
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	83,742	195,036	0	△26,244	△26,244	168,792
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,231	24,231				24,231
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△2	8,512	8,510	8,510
当期変動額合計	—	—	24,231	24,231	△2	8,512	8,510	32,741
当期末残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	△17,732	△17,733	201,533

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	—	△17,732	△17,733	201,533
当期変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,858	20,858					20,858
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△29	△19	816	767	767
当期変動額合計	—	—	20,858	20,858	△29	△19	816	767	21,626
当期末残高	52,500	58,793	128,833	240,126	△31	△19	△16,915	△16,966	223,160

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	21,717	31,808
減価償却費	24,065	24,701
減損損失	131	55
持分法による投資損益 (△は益)	△1,492	△1,296
賞与引当金の増減額 (△は減少)	301	205
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	8
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,191	△26,182
受取利息及び受取配当金	△54	△100
支払利息	1,682	1,553
固定資産売却損益 (△は益)	△29	△589
固定資産除却損	1,412	884
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,597	△8,642
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△204,343	△265,425
仕入債務の増減額 (△は減少)	△40,940	44,576
未払又は未収消費税等の増減額	11,005	△6,116
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△14,152	△14,537
その他	1,647	458
小計	△202,459	△218,640
利息及び配当金の受取額	59	195
利息の支払額	△1,748	△1,579
法人税等の還付額	295	34
法人税等の支払額	△7,560	△9,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	△211,413	△229,338
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△29,099	△26,863
固定資産の売却による収入	415	910
有価証券の取得による支出	△29,999	△229,970
有価証券の売却による収入	23,000	196,000
投資有価証券の売却による収入	100	279
定期預金の預入による支出	△40,000	△190,000
定期預金の払戻による収入	2,809	190,000
関係会社株式の取得による支出	—	△555
営業譲受による支出	△70	—
その他	△78	223
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,923	△59,976
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	71,217	30,386
長期借入金の返済による支出	△45,004	△4
道路建設関係社債発行による収入	326,652	426,091
道路建設関係社債償還による支出	△84,977	△130,000
その他	△1,406	△1,564
財務活動によるキャッシュ・フロー	266,480	324,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,856	35,592
現金及び現金同等物の期首残高	145,034	127,178
現金及び現金同等物の期末残高	127,178	162,770

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	948,757	41,846	41,972	1,032,576	1,946	—	1,034,522
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,749	—	73	5,823	396	△6,220	—
計	954,506	41,846	42,045	1,038,399	2,343	△6,220	1,034,522
セグメント利益又は損失(△)	17,118	△48	2,130	19,201	△183	3	19,021
セグメント資産	1,112,577	20,405	127,399	1,260,382	5,290	216,308	1,481,981
その他の項目							
減価償却費	17,924	—	3,351	21,276	188	2,601	24,065
持分法適用会社への投資	25,062	—	—	25,062	793	—	25,855
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22,535	—	4,016	26,552	51	3,333	29,937



- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。  
 (2)セグメント資産の調整額216,308百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産240,810百万円及びセグメント間消去△24,501百万円が含まれております。  
 (3)減価償却費の調整額2,601百万円は、全社資産の減価償却費であります。  
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,333百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	970,177	42,153	41,065	1,053,395	3,053	—	1,056,448
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,396	—	633	6,030	400	△6,430	—
計	975,573	42,153	41,699	1,059,426	3,453	△6,430	1,056,448
セグメント利益又は損失(△)	△2,766	42	2,455	△268	82	16	△169
セグメント資産	1,393,034	21,118	127,024	1,541,177	6,666	303,298	1,851,142
その他の項目							
減価償却費	18,349	—	3,452	21,802	188	2,710	24,701
持分法適用会社への投資	26,312	—	—	26,312	1,322	—	27,635
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,478	—	2,981	27,459	149	3,860	31,469

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去であります。  
 (2)セグメント資産の調整額303,298百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産331,045百万円及びセグメント間消去△27,746百万円が含まれております。  
 (3)減価償却費の調整額2,710百万円は、全社資産の減価償却費であります。  
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,860百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	123,234	高速道路

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	129,378	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	76	76	—	54	131

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	36	36	—	18	55

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当期償却額	25	—	—	25	—	—	25
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,686	—	702	3,388	—	—	3,388

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,426	—	643	3,070	—	—	3,070

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,919.37円	2,125.33円
1株当たり当期純利益金額	230.77円	198.65円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,231	20,858
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	24,231	20,858
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	201,533	223,160
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	201,533	223,160
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(千株)	105,000	105,000

## 第13期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業績の概要

平成30年6月8日に公表した第13期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、財務諸表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	96,868	134,315
高速道路事業営業未収入金	104,741	116,669
未収入金	11,421	17,884
リース投資資産	453	380
有価証券	71,999	103,997
仕掛道路資産	836,836	1,102,084
商品	0	—
原材料	661	516
貯蔵品	744	751
受託業務前払金	11,067	15,293
前払金	553	774
前払費用	485	513
繰延税金資産	409	396
その他の流動資産	41,583	58,675
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,177,813	1,552,240
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,776	1,798
減価償却累計額	△914	△966
建物（純額）	862	831
構築物	47,076	47,636
減価償却累計額	△10,556	△11,604
構築物（純額）	36,520	36,032
機械及び装置	121,495	125,588
減価償却累計額	△73,673	△79,129
機械及び装置（純額）	47,821	46,458
車両運搬具	35,286	41,117
減価償却累計額	△29,351	△32,194
車両運搬具（純額）	5,935	8,922
工具、器具及び備品	6,595	7,336
減価償却累計額	△4,384	△4,717
工具、器具及び備品（純額）	2,211	2,618
土地	0	0
リース資産	214	241
減価償却累計額	△56	△84
リース資産（純額）	158	156
建設仮勘定	1,510	3,942
有形固定資産合計	95,020	98,963
無形固定資産	4,263	4,670
高速道路事業固定資産合計	99,283	103,634

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	35,580	36,885
減価償却累計額	△12,875	△14,496
建物（純額）	22,705	22,389
構築物	7,771	8,170
減価償却累計額	△4,310	△4,614
構築物（純額）	3,460	3,555
機械及び装置	3,775	3,877
減価償却累計額	△1,504	△1,865
機械及び装置（純額）	2,271	2,012
工具、器具及び備品	428	448
減価償却累計額	△277	△319
工具、器具及び備品（純額）	150	128
土地	72,837	72,841
リース資産	0	0
減価償却累計額	△0	△0
リース資産（純額）	0	0
建設仮勘定	832	1,028
有形固定資産合計	102,258	101,955
無形固定資産	50	45
関連事業固定資産合計	102,308	102,000
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	11,038	11,425
減価償却累計額	△3,984	△4,279
建物（純額）	7,054	7,145
構築物	686	669
減価償却累計額	△475	△497
構築物（純額）	211	172
機械及び装置	97	97
減価償却累計額	△81	△88
機械及び装置（純額）	15	8
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	1,399	1,474
減価償却累計額	△856	△910
工具、器具及び備品（純額）	543	564
土地	11,243	11,254
リース資産	1,152	1,587
減価償却累計額	△532	△815
リース資産（純額）	620	771
建設仮勘定	165	389
有形固定資産合計	19,852	20,305
無形固定資産	5,969	6,295
各事業共用固定資産合計	25,821	26,600

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	107	105
有形固定資産合計	107	105
その他の固定資産合計	107	105
投資その他の資産		
関係会社株式	15,445	16,000
投資有価証券	359	339
長期貸付金	300	344
長期前払費用	1,717	1,470
繰延税金資産	8,513	—
その他の投資等	1,989	1,819
貸倒引当金	△95	△104
投資その他の資産合計	28,229	19,868
固定資産合計	255,751	252,210
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,011	1,160
繰延資産合計	1,011	1,160
資産合計	1,434,575	1,805,611
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	192,449	228,014
1年以内返済予定長期借入金	0	784
リース債務	367	515
未払金	23,006	34,856
未払費用	788	865
未払法人税等	5,226	1,303
預り連絡料金	880	895
預り金	19,825	20,015
受託業務前受金	12,674	17,144
前受金	405	360
前受収益	6	6
賞与引当金	2,521	2,642
その他の流動負債	2,871	2,826
流動負債合計	261,024	310,231



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	643,185	939,871
道路建設関係長期借入金	266,818	296,420
その他の長期借入金	4	—
リース債務	512	571
繰延税金負債	—	154
受入保証金	5,409	6,718
退職給付引当金	73,954	46,922
役員退職慰労引当金	29	41
ETCマイレージサービス引当金	9,401	9,216
カードポイントサービス引当金	500	524
資産除去債務	117	119
<b>固定負債合計</b>	<b>999,932</b>	<b>1,300,560</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,260,957</b>	<b>1,610,792</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
<b>資本剰余金合計</b>	<b>58,793</b>	<b>58,793</b>
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	—	9,000
別途積立金	25,656	27,158
繰越利益剰余金	36,666	47,384
<b>利益剰余金合計</b>	<b>62,323</b>	<b>83,543</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>173,616</b>	<b>194,836</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	1	△18
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1</b>	<b>△18</b>
<b>純資産合計</b>	<b>173,618</b>	<b>194,818</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,434,575</b>	<b>1,805,611</b>

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>		
営業収益		
料金収入	822,599	837,695
道路資産完成高	122,991	129,327
受託業務収入	4	4
その他の売上高	1,149	966
営業収益合計	946,745	967,994
営業費用		
道路資産賃借料	579,799	601,847
道路資産完成原価	122,991	129,327
管理費用	231,716	244,105
受託業務費用	4	4
営業費用合計	934,511	975,285
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失(△)	12,233	△7,291
<b>関連事業営業損益</b>		
営業収益		
受託業務収入	41,846	42,153
休憩所等事業収入	10,578	10,665
その他の事業収入	1,968	1,998
営業収益合計	54,393	54,817
営業費用		
受託業務費用	41,894	42,111
休憩所等事業費	9,310	9,201
その他の事業費用	2,184	2,127
営業費用合計	53,389	53,439
関連事業営業利益	1,004	1,377
全事業営業利益又は全事業営業損失(△)	13,237	△5,913
営業外収益		
受取利息	25	43
有価証券利息	13	47
受取配当金	3,083	5,911
土地物件貸付料	308	317
雑収入	571	1,012
営業外収益合計	4,003	7,332
営業外費用		
支払利息	3	0
損害賠償金	19	30
控除対象外消費税	69	57
雑損失	4	2
営業外費用合計	96	91
経常利益	17,144	1,328

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	14	579
厚生年金基金代行返上益	—	28,129
特別利益合計	14	28,709
特別損失		
固定資産除却損	141	89
減損損失	131	18
特別損失合計	273	107
税引前当期純利益	16,885	29,929
法人税、住民税及び事業税	5,280	28
法人税等調整額	△8,982	8,680
法人税等合計	△3,702	8,709
当期純利益	20,587	21,219

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	15,038	26,696	41,735	153,028	△3	△3	153,025
当期変動額							
別途積立金の積立	10,617	△10,617	—	—			—
当期純利益		20,587	20,587	20,587			20,587
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					5	5	5
当期変動額合計	10,617	9,970	20,587	20,587	5	5	20,593
当期末残高	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金					その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
	跨道橋耐震対策積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	—	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618
当期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	9,000		△9,000	—	—			—
別途積立金の積立		1,501	△1,501	—	—			—
当期純利益			21,219	21,219	21,219			21,219
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△19	△19	△19
当期変動額合計	9,000	1,501	10,718	21,219	21,219	△19	△19	21,200
当期末残高	9,000	27,158	47,384	83,543	194,836	△18	△18	194,818